

人材育成に関する研修会等への参加を支援します

市内の中小企業者が技術力及び経営力の強化を目的に行う研修会等への参加費などの経費に対し、一部を補助します。情報サービス業を行う方、DX(デジタルトランスフォーメーション)・GX(グリーントランスフォーメーション)関連研修は補助率を引き上げます。

対象者

① 日本標準産業分類の分類表のうち、以下の事業を主たる事業[※]として営む中小企業者

大分類 D (建設業)、大分類 E (製造業)、大分類 G (情報通信業) のうち中分類 39 (情報サービス業)、大分類 I (卸売業、小売業)、大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業) のうち小分類番号 746 (写真業)、大分類 M (宿泊業、飲料サービス業) のうち中分類 76 (飲食店) 中分類 77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)、大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) のうち中分類 78 (洗濯・理容・美容・浴場業) 中分類 79 (その他の生活関連サービス業) 小分類番号 801 (映画館)

※複数事業を営む場合、主たる事業は「売上高や利益などが最も大きいもの」で決定します。

- ② ①以外の中小企業者が上記表の事業を行う場合であって、商工業の振興を図るために当該事業の技術力及び経営力を強化する必要があると市長が認めるもの
- ③ 市内中小企業 5 者以上で構成されるグループで、上記表の事業を主たる事業として営むもの

対象となる事業

- ① 人材育成、経営改善等に関する研修会、講座等を**受講する**事業
- ② 中小企業グループが人材育成、経営改善等に関する研修会、講座等を自ら**開催する**事業（ただし、講演会または視察のみの研修会等は除く）

申請期間

令和 9 年(2027 年)3 月 31 日まで（予算がなくなり次第、終了します。）
申請をされる場合は、研修会等が開催される前に申請書の提出をお願いします。

対象経費及び補助率

対象経費 ^{※1}	補助率 ^{※2}	年度内における補助限度額
① 研修会・講座等を 受講 するとき。 受講料及び受講に義務付けられたテキスト等の購入費	対象経費の 2 分の 1 以内（以下の該当者は除く） ・情報サービス業を行う者は 3 分の 2 以内 ・DX および GX 関連の講座等は 3 分の 2 以内	受講者 1 人 ^{※3} につき 1 万円を限度とする。ただし、1 市内中小企業者に交付する補助金は、 合計 10 万円 を限度とする。
② 中小企業グループが研修会・講座等を 開催 するとき。 会場等使用料、講師謝金、教材費、資料代		一つの研修会等につき 5 万円を限度とする。ただし、1 中小企業グループに交付する補助金は、1 回を限度とする。

※1 消費税は除きます。

※2 補助金の額に 100 円未満の額があるときは、切り捨てるものとする。

※3 同一人でも異なる研修内容であれば、年度内に複数申請が可能。

【注意】 実績報告書の提出時に、受講者が研修会・講座等を受講したことが確認できる書類等（修了証、研修レポートの写しなど）の添付が必須となります。

補助金の詳細や様式のダウンロードは、茅野市ホームページをご参照ください。

補助対象や交付申請等に関するご相談・お問い合わせ等は、以下の担当までご連絡ください。

【担当】 産業経済部 商工課 工業・産業振興係（製造業・情報サービス業） / 商業労政係（その他）

Tel:72-2101(内線 433/434) Fax:72-4255 Email:shoko@city.chino.lg.jp

